

○国土交通省告示第四百六十六号

地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和八年政令第八十三号）の施行に伴い、令和五年国土交通省告示第二百九十一号等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年三月三十一日

国土交通大臣 金子 恭之

令和五年国土交通省告示第二百九十一号等の一部を改正する告示

（令和五年国土交通省告示第二百九十一号の一部改正）

第一条 令和五年国土交通省告示第二百九十一号の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>一 地方税法施行令附則第十二条第四十九項第一号イに規定する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める工事は、次に掲げる全ての工事を含む大規模な工事（二以上の工事に分けて行う場合を含む。）とする。</p> <p>イ〜ハ（略）</p> <p>二 地方税法施行規則第七条第十七項第二号に規定する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第十五条の九の三第一項のマンションが地方税法施行令附則第十二条第四十九項第一号イに掲げる要件に該当することを、建築士（建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十三条の三第一項の規定により登録された建築士事務所に属する建築士に限る。）又はマンションの管理の適正化の推進に関する法律第二条第五号に規定するマンション管理士が別表の書式により証する書類又はその写しとする。</p>	<p>一 地方税法施行令附則第十二条第四十八項第一号イに規定する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める工事は、次に掲げる全ての工事を含む大規模な工事（二以上の工事に分けて行う場合を含む。）とする。</p> <p>イ〜ハ（略）</p> <p>二 地方税法施行規則第七条第十七項第二号に規定する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第十五条の九の三第一項のマンションが地方税法施行令附則第十二条第四十八項第一号イに掲げる要件に該当することを、建築士（建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十三条の三第一項の規定により登録された建築士事務所に属する建築士に限る。）又はマンションの管理の適正化の推進に関する法律第二条第五号に規定するマンション管理士が別表の書式により証する書類又はその写しとする。</p>
<p>別表</p> <p>過去工事証明書 (略)</p> <p>地方税法附則第15条の9の3第1項に規定する工事より前に行った地方税法施行令附則第12条第49項第1号イに規定する工事 (略)</p> <p>上記のマンションが地方税法施行令附則第12条第49項第1号イに掲げる要件に該当することについて証明します。 (略)</p>	<p>別表</p> <p>過去工事証明書 (略)</p> <p>地方税法附則第15条の9の3第1項に規定する工事より前に行った地方税法施行令附則第12条第48項第1号イに規定する工事 (略)</p> <p>上記のマンションが地方税法施行令附則第12条第48項第1号イに掲げる要件に該当することについて証明します。 (略)</p>
<p>備考</p> <p>1 (略)</p> <p>2 「マンションの所在地」の欄には、当該マンションの建物（団地</p>	<p>備考</p> <p>1 (略)</p> <p>2 「マンションの所在地」の欄には、当該マンションの建物（団地</p>

<p>型マンションにあっては<u>地方税法施行令附則第12条第49項第1号イ</u>に規定する工事を行った棟)の建物登記簿に記載された所在地を記載すること。</p> <p>3 「工事の内容」の欄には、工事を行ったマンションの建物の部分や工事の内容について、当該工事が<u>地方税法施行令附則第12条第49項第1号イ</u>に規定する工事に該当すると認められた根拠が明らかになるよう具体的に記載するものとする。</p> <p>4 この証明書により証明を行う者について、次により記載するものとする。</p> <p>(1) 証明者が建築士事務所に属する建築士の場合 「証明を行った建築士」の欄には、当該マンションが<u>地方税法施行令附則第12条第49項第1号イ</u>に掲げる要件に該当することにつき証明を行った建築士について、次により記載すること。</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>(2) 証明者がマンション管理士の場合 「証明を行ったマンション管理士」の欄には、当該マンションが<u>地方税法施行令附則第12条第49項第1号イ</u>に掲げる要件に該当することにつき証明を行ったマンション管理士について、「氏名」及び「登録番号」の欄には、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第30条第1項の規定による登録に係る氏名及び登録番号を記載すること。</p>	<p>型マンションにあっては<u>地方税法施行令附則第12条第48項第1号イ</u>に規定する工事を行った棟)の建物登記簿に記載された所在地を記載すること。</p> <p>3 「工事の内容」の欄には、工事を行ったマンションの建物の部分や工事の内容について、当該工事が<u>地方税法施行令附則第12条第48項第1号イ</u>に規定する工事に該当すると認められた根拠が明らかになるよう具体的に記載するものとする。</p> <p>4 この証明書により証明を行う者について、次により記載するものとする。</p> <p>(1) 証明者が建築士事務所に属する建築士の場合 「証明を行った建築士」の欄には、当該マンションが<u>地方税法施行令附則第12条第48項第1号イ</u>に掲げる要件に該当することにつき証明を行った建築士について、次により記載すること。</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>(2) 証明者がマンション管理士の場合 「証明を行ったマンション管理士」の欄には、当該マンションが<u>地方税法施行令附則第12条第48項第1号イ</u>に掲げる要件に該当することにつき証明を行ったマンション管理士について、「氏名」及び「登録番号」の欄には、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第30条第1項の規定による登録に係る氏名及び登録番号を記載すること。</p>
--	--

(令和五年国土交通省告示第二百九十二号の一部改正)

第二条 令和五年国土交通省告示第二百九十二号の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>一 地方税法施行令附則第十二条第四十九項第二号ロに規定する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める基準は、地方税法施行規則附則第七条第十四項に規定する長期修繕計画の計画期間全体での修繕積立金の総額から算定された修繕積立金の平均額が著しく低額でないこととする。</p> <p>二 地方税法施行規則附則第七条第十七項第四号ロに規定する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第四百十九号）第五条の十八に規定する管理計画認定マンションが地方税法施行令附則第十二条第四十九項第二号ロに掲げる要件に該当することを、建築士（建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十三条の三第一項の規定により登録された建築士事務所に属する建築士に限る。）又はマンションの管理の適正化の推進に関する法律第二条第五号に規定するマンション管理士が別表の書式により証する書類又はその写しとする。</p>	<p>一 地方税法施行令附則第十二条第四十八項第二号ロに規定する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める基準は、地方税法施行規則附則第七条第十四項に規定する長期修繕計画の計画期間全体での修繕積立金の総額から算定された修繕積立金の平均額が著しく低額でないこととする。</p> <p>二 地方税法施行規則附則第七条第十七項第四号ロに規定する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第四百十九号）第五条の十八に規定する管理計画認定マンションが地方税法施行令附則第十二条第四十八項第二号ロに掲げる要件に該当することを、建築士（建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十三条の三第一項の規定により登録された建築士事務所に属する建築士に限る。）又はマンションの管理の適正化の推進に関する法律第二条第五号に規定するマンション管理士が別表の書式により証する書類又はその写しとする。</p>
<p>別表</p> <p>修繕積立金引上証明書 (略)</p> <p>地方税法施行令附則第12条第49項第2号ロに掲げる要件に係る事項 (略)</p> <p>上記のマンションが地方税法施行令附則第12条第49項第2号ロに掲げる要件に該当することを証明します。 (略)</p>	<p>別表</p> <p>修繕積立金引上証明書 (略)</p> <p>地方税法施行令附則第12条第48項第2号ロに掲げる要件に係る事項 (略)</p> <p>上記のマンションが地方税法施行令附則第12条第48項第2号ロに掲げる要件に該当することを証明します。 (略)</p>
<p>備考</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 この証明書により証明を行う者について、次により記載するもの</p>	<p>備考</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 この証明書により証明を行う者について、次により記載するもの</p>

<p>とする。</p> <p>(1) 証明者が建築士事務所に属する建築士の場合 「証明を行った建築士」の欄には、当該マンションが地方税法施行令附則第12条第49項第2号ロに掲げる要件に該当することにつき証明を行った建築士について、次により記載すること。 ①～⑤ (略)</p> <p>(2) 証明者がマンション管理士の場合 「証明を行ったマンション管理士」の欄には、当該マンションが地方税法施行令附則第12条第49項第2号ロに掲げる要件に該当することにつき証明を行ったマンション管理士について、「氏名」及び「登録番号」の欄には、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第30条第1項の規定による登録に係る氏名及び登録番号を記載すること。</p>	<p>とする。</p> <p>(1) 証明者が建築士事務所に属する建築士の場合 「証明を行った建築士」の欄には、当該マンションが地方税法施行令附則第12条第48項第2号ロに掲げる要件に該当することにつき証明を行った建築士について、次により記載すること。 ①～⑤ (略)</p> <p>(2) 証明者がマンション管理士の場合 「証明を行ったマンション管理士」の欄には、当該マンションが地方税法施行令附則第12条第48項第2号ロに掲げる要件に該当することにつき証明を行ったマンション管理士について、「氏名」及び「登録番号」の欄には、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第30条第1項の規定による登録に係る氏名及び登録番号を記載すること。</p>
---	---

(令和五年国土交通省告示第二百九十三号の一部改正)

第三条 令和五年国土交通省告示第二百九十三号の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>一 地方税法施行令附則第十二条第四十九項第二号イに規定する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める基準は、次に掲げるものとする。</p> <p>イ〜ホ (略)</p> <p>二 地方税法施行規則附則第七条第十七項第四号イに規定する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類は、マンシヨンの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第四百十九号）第五条の二第一項の規定による助言又は指導を受けた同項に規定する管理組合の管理者等に係るマンシヨンが地方税法施行令附則第十二条第四十九項第二号イに掲げる要件に該当することを、同法第三条の二第一項に規定する都道府県等が別表の書式により証する書類又はその写しとする。</p> <p>別表</p> <p>助言・指導内容実施等証明書 (略)</p> <p>下記のマンシヨンが地方税法施行令附則第12条第49項第2号イに掲げる要件に該当するものについて証明願います。</p> <p>1. ・ 2. (略)</p> <p>3. 地方税法施行令附則第12条第49項第2号イに規定する基準に係る事項 (略)</p> <p>助言・指導内容実施等証明書 (略)</p> <p>上記のマンシヨンが地方税法施行令附則第12条第49項第2号イに掲げる要件に該当するものについて証明します。 (略)</p>	<p>一 地方税法施行令附則第十二条第四十八項第二号イに規定する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める基準は、次に掲げるものとする。</p> <p>イ〜ホ (略)</p> <p>二 地方税法施行規則附則第七条第十七項第四号イに規定する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類は、マンシヨンの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第四百十九号）第五条の二第一項の規定による助言又は指導を受けた同項に規定する管理組合の管理者等に係るマンシヨンが地方税法施行令附則第十二条第四十八項第二号イに掲げる要件に該当することを、同法第三条の二第一項に規定する都道府県等が別表の書式により証する書類又はその写しとする。</p> <p>別表</p> <p>助言・指導内容実施等証明書 (略)</p> <p>下記のマンシヨンが地方税法施行令附則第12条第48項第2号イに掲げる要件に該当するものについて証明願います。</p> <p>1. ・ 2. (略)</p> <p>3. 地方税法施行令附則第12条第48項第2号イに規定する基準に係る事項 (略)</p> <p>助言・指導内容実施等証明書 (略)</p> <p>上記のマンシヨンが地方税法施行令附則第12条第48項第2号イに掲げる要件に該当するものについて証明します。 (略)</p>

附 則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。